



# むつ市ごみ出し支援事業

家庭から排出されるごみを自らごみ収集場へ出すことが困難な世帯について、自宅前で戸別にごみ収集をします。

## 対象世帯

※1~3すべてに該当することが条件です

1. 世帯員全員がむつ市在住（むつ市に住所を置いている）
2. 世帯員全員がごみ出しについて、親族・近隣住民などの協力を受けることができない。（家族内にごみ出しできる人がいない）
3. 次の①②のいずれかに該当すること
  - ①満65歳以上の方でかつ要介護1以上の認定を受けている方で、居宅サービスを受け、ごみ出しの支援が必要とされる方。
  - ②障害支援区分の認定を受けている方で、ごみ出しの支援が必要とされる方

※上記に準ずる世帯や、特に必要があると認められる世帯も対象となります。

## 対象外

- ※社会福祉施設、病院、診療所等に入所または入院している方
- ※障がい者の共同生活援助を利用している方
- ※その他、利用することが不相当と認められる方

## 支援内容

### 回収されるごみ

#### ○燃えるごみ、燃えないごみ

※資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみなどはサービスの対象外です。

### 回収場所

#### ○利用者宅の門扉付近、玄関先といった回収作業が容易に行える敷地内

※蓋付き容器、飛散防止に必要な重りについては利用者でご準備ください。

※カラスや小動物などが、ごみを散らかさないよう対応ください。

### 回収日

#### ○燃えるごみの収集日 は 毎週木曜日 または 金曜日

#### ○燃えないごみの収集日は 第2週 または 第3週 の水曜日

※お住まいの地域毎に、むつ市ごみ収集カレンダーに定められた日付となります。

※収集日当日の8時30分までに、むつ市指定ごみ袋に入れて出してください。

※燃えるごみが出されていない場合、利用者へ声がけをおこないます。

### 回収方法

#### ○むつ市収集運搬事業の委託業者が回収します。

※年末年始などクリーンセンターしもきたが休みの際には、むつ市ごみ出し支援事業も休みとなります。

※裏面もご確認ください

## 申請方法

各庁舎(川内・大畑・脇野沢)でも受付可能です。  
廃棄物担当窓口へお越しください。

### 1. 申請書の記入

※申請書は、むつ市環境政策課窓口から直接受け取るか、市ホームページよりダウンロードしてください。

### 2. むつ市環境政策課 窓口へ申請

※申請時は、対象世帯であることを証明する書類(介護保険被保険者証もしくは障害福祉サービス受給者証)をご持参のうえお越しください。

※窓口はむつ市 市民生活部 環境政策課が窓口です。福祉部関係部署では受付ません。

### 3. 審査

※申請後、利用の可否の決定に必要な調査のため市関係部署、介護保険サービス事業所、相談支援事業所等に世帯状況を確認する場合があります。

※現地審査をおこない、利用者への聞き取り調査、ごみの排出場所の確認、サービス利用にあたっての確認をおこないます。

※審査・調査期間は、申請後約2週間以内(土日・祝日を除く)を予定します。

### 4. 審査結果の通知

※審査結果を通知します。利用決定の場合は通知書で回収開始日をお知らせします。

### 5. 利用開始

※利用開始後、変更・休止(下記参考)の場合は、速やかに届出をお願いします。

※不適正なごみの排出、指導・指示に従わない場合は、利用ができなくなります。

※ごみの回収運搬が事業内容となります。その他のサービス(雪かきなど)はございません。

## 変更・休止について

次の場合は、届出ください。(連絡は電話でも可)

- 施設の入所などにより、自宅回収の必要がなくなった場合
- 旅行や一時的な施設入所、入院などの場合
- 電話番号や世帯状況などの変更があった場合

※再開の場合も届出ください

## お問い合わせ

### 【本庁舎】

むつ市 市民生活部 環境政策課廃棄物対策グループ

電話 : 0175-22-1111 (内線2461~2464)

FAX : 0175-22-5825 メール: mt-kanky@city.mutsu.lg.jp

### 【川内庁舎】

市民生活課 廃棄物担当 電話: 0175-42-2111

### 【大畑庁舎】

市民生活課 廃棄物担当 電話: 0175-34-2111

### 【脇野沢庁舎】

総合課 廃棄物担当 電話: 0175-44-2111